



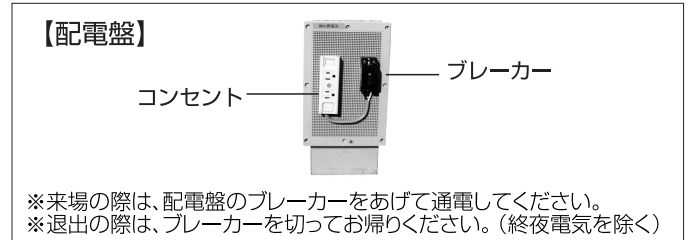
# 7 電気関係について

## 1.電気供給方式

■ 電気供給方式は下記の3種類になります。

- ・交流単相 100V 60Hz
- ・交流単相 200V 60Hz(オプション)
- ・交流三相 200V 60Hz(オプション)

■ ブースにはブレーカーやコンセントのついた配電盤(右図)を床置きで設置します。基本設定ではブース内右奥に設置しますので、位置等の変更を希望される場合は《提出書類5》「電気関係申請書」にご記入ください。



■ 常設備品(蛍光灯)に不要なものがあれば《提出書類2》「ブース内レイアウト届出書」に明記してください。

## 2.電気の申込について

- 器具名や容量は「蛍光灯40w」、「白熱灯100w」等使用器具を具体的に記入してください。
- 通常と違うコンセントの仕様を希望される場合は仕様を明記してください。
- 「蛍光灯」、「高圧水銀灯」は容量の1.5倍のワット数を記入してください。
- 機器によって作業後も保冷、機器管理等により電気供給が必要な出展者は、終夜電気の使用希望と《提出書類5》「電気関係申請書」に明記してください。
- 追加電気工事は事務局代行でも承っております。ご希望の出展者は《提出書類5》「電気関係申請書」の記入欄に必要事項を明記してください。  
※お申し込みいただいた追加工事や2次側配線工事、幹線工事費は、事務局指定業者で行い、別途ご請求いたします。
- 出展者の特定業者が行う場合でも、その概要を《提出書類5》「電気関係申請書」に記入してください。
- 基本設定に含まれる容量を超える場合は使用量(下記参照)に応じて電気供給費がかかります。

- ▼ **A** 展示ブース(Aタイプ) …100V/ACコンセント1箇所2口:1,000W【蛍光灯2灯分80W含む】
- ▼ **B** 区画展示(Bタイプ) …100V/ACコンセント1箇所2口:1,000W
- ▼ **C** 展示ブース(Cタイプ) …100V/ACコンセント1箇所2口:500W【蛍光灯1灯分40W含む】

100V	～500Wまで	基本設定に含む
	501W～1,000Wまで	<b>A</b> 展示ブース:基本設定に含む <b>B</b> 展示ブース:基本設定に含む <b>C</b> 展示ブース:4,000円加算
	1,001W～2,000W	13,000円加算
	以降1,000W毎に	8,000円加算
	追加コンセント1箇所2口	3,000円加算
	終夜電源 【～1,000Wまで】 (1,001W以上は別途上記供給費がかかります。)	15,000円加算
	安定電源 【～1,000Wまで】 (1,001W以上は別途上記供給費がかかります。)	18,000円加算
200V	1,000W毎に	8,000円加算

※1001W以上使用のブースは配電盤の仕様が変わります。

《提出書類5》「電気関係申請書」にて申請してください。

### 3.ブースへの電気供給について

基本配線や配管工事により、出展者の小間内を他の出展者の配線や配管が通る場合がありますのでご了承ください。

#### ■ 電気供給時間

11月7日(火)	設営日	12:00 ~ 18:00
11月8日(水)	開催日	8:00 ~ 18:15
11月9日(木)	開催日・撤去日	9:00 ~ 16:15

※上記時間帯が電気供給時間となります。各ブースの電気工事が完了し、安全が確認された後に、出展者自身で責任を持ってブースに設置された配電盤内のブレーカーをあげて通電してください。

※終夜電気、安定電源及び上記電気供給時間外に供給希望の出展者は《提出書類5》「電気関係申請書」にご記入ください。

※電気供給時間内においても、搬入出等の状況により、やむを得ず供給を中断する場合があります。場内アナウンス等の指示に従い作業を行ってください。

### 4.二次側配線工事の注意事項

- 電気工事を行う作業者は、電気工事に基づく電気工事士の資格を有する者とし、必ず免状を携帯してください。
- 電気用品取締り規則の適用を受ける電気用品・材料を使用してください。使用にあたっては、新品が望ましく、国の型式承認を受けたマーク入りのものにしてください。
- 配電盤および点滅ドラムスイッチは、鉄箱入りか内面鉄板張りを使用し、その設置場所は点検・保守に便利な位置にしてください。
- 電線の接続は、スリーブまたは圧着端子を使用するか、ハンダづけを施してください。
- 照明器具および機器の配線に際しては、Fケーブル以上の電線を使用してください。またコードの流し引き、または接続器なしでコードを接続しないでください。
- ブース内電気設備のスイッチは、必ず適性ヒューズを使用し、銅線などで代用しないでください。
- 照明コンセント関係の配線は、1台が15A以上の器具は1回路ごとに、その他の場合は、合計15Aごとに1回路とし、分岐開閉器（分電盤）を設置してください。
- 白熱電灯、抵抗器、その他熱を発生する機器は可燃剤と接触したり、また可燃物を加熱する恐れのないようにしてください。また、機器の配置は来場者に危険のないよう十分注意してください。
- 電気工事検査は、経済産業省令電気設備技術基準および火災予防条例に照らし実施いたします。
- 施工にあたって、特に火災事故の防止、人体および財物の損傷、電気事故の防止等に万全の注意を払ってください。尚、開催期間中の施工は原則として認めませんので、必ず開催期間前に工事を完了してください。
- 床上のスポットなどの照明器具は必ず固定し、転倒防止処置を施してください。
- 電気配線およびコンセントなどは必ず固定してください。

■ 追加電気工事及び二次側配線工事については、事務局代行にて承っております。《提出書類5》「電気関係申請書」にてお申し込みください。但し別途経費が必要となります。

### 5.保守

■ 電気供給時間中は、電気保全要員が会場内本部に常駐しております。ブース内の電気事故は、速やかに連絡してください。来場の際は出展者自身で責任を持って配電盤のブレーカーをあげて通電してください。また退出の際は、配電盤のブレーカーを切ってお帰りください。（終夜電気を除く）

### 6.その他

電流異常や事故による停電、または電圧低下などによる機器の損傷については、事務局ではその責任を一切負いかねますので、出展者は各ブースごとに十分な保護策を施してください。